

各 位

要領の改正について（お知らせ）

八戸市では、電子保証の導入及び前払金の使途拡大の恒久化に伴い、八戸市前金払取扱要領の一部を改正します。

1. 改正の概要

（1）前払金保証等手続の電子化に対応する条項の追加

改正	現行
<p>（前金払の請求及び支払）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受注者は、前項後段の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p>	<p>（前金払の請求及び支払）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

（2）前払金の使途拡大の恒久化に対応する条項の追加

改正	現行
<p>（前払金の使途）</p> <p>第6条 受注者は、第4条の規定により支払われた工事請負契約に係る前払金及び中間前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金については、その支払われた前払金の100分の25以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p> <p>2 受注者は、第4条の規定により支払われた建設関連業務委託契約に係る前払金を当該測量、設計</p>	<p>（前払金の使途）</p> <p>第6条 第4条の規定により支払われた前払金及び中間前払金は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費に充当してはなければならない。</p> <p>(1) 工事請負契約 当該工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費、（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費</p> <p>(2) 建設関連業務委託 当該測量、設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費、（当該測量、設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払</p>

又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費、 (当該測量、設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。	運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
---	-----------------------

2. 施行日

今回の改正は、令和8年4月1日以降に契約締結する案件から適用となります。

(令和8年3月31日までに契約締結する案件は改正前の要領が適用されます。)

問合せ先
八戸市 財政部 契約検査課
0178-43-2133 (直通)
内線 3454, 3455, 3456